

裁 決 書

[Redacted]
[Redacted]
審査請求人 [Redacted]

平成28年4月11日付けで行われた審査請求について、行政不服審査法（昭和37年法律第160号）第40条第3項の規定により、次のとおり裁決する。

主 文

[Redacted]が平成28年2月24日付けで審査請求人に対し行った生活保護費返還額決定処分は、これを取り消す。

事 実

[Redacted]（以下「処分庁」という。）は、平成28年2月24日、審査請求人（以下「請求人」という。）に対し、生活保護法（昭和25年法律第144号。以下「法」という。）第63条の規定による生活保護費返還額決定処分（以下「原処分」という。）を行った。

請求人は、原処分を不服として、平成28年4月11日付けで北海道知事に審査請求を行った。

請 求 の 要 旨

請求人は、原処分の取消しを求めて、次のとおり主張している。

前借りした給与の返済 [Redacted]、返還金を支払う余裕がなく、原処分を取り消して欲しい。

裁 決 の 理 由

1 認定事実

- (1) [Redacted]
- (2) [Redacted]
- (3) [Redacted]
- (4) [Redacted]
- (5) [Redacted]

(6)

(7)

(8)

2. 判断

(1) 法の規定等について

ア 保護は、生活に困窮する者が、その利用し得る資産、能力その他あらゆるものをその最低限度の生活の維持のために活用することを要件として行われこのことは、法の基本原理であって、法の解釈及び運用は、全てこの原理に基づいてなされなければならないとされている（法第4条及び法第5条）。

イ 被保護者が、急迫の場合等において資力があるにもかかわらず、保護を受けたときは、保護に要する費用を支弁した都道府県又は市町村に対して、すみやかに、その受けた保護金品に相当する金額の範囲内において保護の実施機関の定める額を返還しなければならないとされている（法第63条）。

なお、ここでいう「急迫の場合等」には、調査不十分のため資力があるにもかかわらず、資力なしと誤認して保護を決定した場合或いは保護の実施機関が保護の程度の決定を過って、不当に高額の設定をした場合等を含むと解される。

ウ 「生活保護問答集について」（平成21年3月31日厚生労働省社会・援護局保護課長事務連絡。以下「問答集」という。）13-5によると、法第63条は、本来、資力はあるが、これが直ちに最低生活のために活用できない事情にある場合にとりあえず保護を行い、資力が換金されるなど最低生活費に充当できるようになった段階で既に支給した保護金品との調整を図ろうとするものであり、原則として当該資力を限度として支給した保護金品の全額を返還額とするべきであるとされている。

エ 問答集13-23によると、法第63条を適用する場合で、保護受給中に資力が発生し、その返還対象となる収入が勤労収入であれば、必要経費のほか、基礎控除などの勤労控除を適用すべきであるとされている。

オ 問答集8-95によると、保護開始前の借金について、過去の債務に対する弁済金を収入から控除することは認められないとし、その理由としては、もしそのような措置を認めるならば、保護を受ける以前における個々人によって異なる程度に営まれてきた生活までも、法

によって保障することとなり、保護を要する状態に立ち至ったときから将来に向かってその最低限度の生活の維持を保障しようとする法の目的から著しく逸脱することになるからであるとされている。

(2) 原処分について

請求人は、前借りした給与の返済 [REDACTED]、返還金を支払う余裕がないため、原処分は不当であると主張している。

前記1 (1)ないし(5)、(7)及び(8)によると、本件給与の支払日及びその額については、請求人及び雇用主の説明に変遷がみられるものの、前記1 (7)及び(8)により、保護開始前である平成27年11月21日までは、本件給与 [REDACTED] が雇用主から請求人に支払われており、保護開始時に請求人が保有していた資産は、同(2)より [REDACTED] であったことが認められる。

そうすると、前記(1)ウのとおり、法第63条に基づく保護費の返還は、保護開始時に資力があつた場合に行われるものであるから、保護開始前に受領し、費消してしまった金額まで資産としてみることはできず、原処分は、その点において違法又は不当であるから、取消しを免れない。

よって、主文のとおり裁決する。

令和元年(2019年)5月17日

北海道知事 鈴木直道

